

一般廃棄物処理手数料

種類	取扱区分	引き上げ後	現行の金額
動物の死体	犬、猫等の死体（1体）	2,100円	2,060円
上記以外の一般廃棄物	粗大ごみ（家庭系廃棄物に限る。）	1個当たり3,140円を限度として、品目ごとに規則で定める。	1個当たり3,090円を限度として、品目ごとに規則で定める。